

令和 7 年度桜井市防災情報伝達システム
に係る調達の入札説明書

令和 7 年 6 月
桜井市 市長公室危機管理課

入札に参加する者は下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は「14. 注意事項(6)」に掲げる者の説明を求めることができます。

なお、この入札は予定価格の事前公表を行います。最低制限価格の事前公表を行いません。

1. 入札物件名称

令和 7 年度桜井市防災情報伝達システムに係る調達

2. 一般競争入札に付する調達の内容

(1) 入札事業

防災情報伝達システム整備事業

(2) 納入期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

(3) 納入場所

桜井市 市内全域

(4) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)

金 198, 882, 000 円

(5) 最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)

設定あり

事前公表は行いません。

別紙に規定する方法により算出します。また、最低制限価格の変動は行いません。

(6) その他

入札物件の詳細については、仕様書・設計図書等のとおりです。

3. 入札日程

(1) 参加表明書の提出

令和 7 年 6 月 25 日(水) 午後 2 時まで(郵送不可)

次の①に掲げる書類を上記日程までに「桜井市栗殿 432 番地の 1 桜井市役所 3 階危機管理課」まで提出すること。提出時に DVD に格納した設計図書等をお渡しします。

① 参加表明書(様式ア)

(2) 仕様書・設計図書等に関する質問

令和 7 年 6 月 27 日(金) 午後 2 時まで

下記 URL から行ってください。質問受付期間は上記のとおりとし、回答については

令和 7 年 7 月 3 日(木)までに参加表明をした事業者に対し、参加表明書に記載のメールアドレス宛に送付します。

URL :

https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39368

(3) 入開札

令和 7 年 7 月 8 日(火) 午前 10 時

入開札場所は「桜井市栗殿 432 番地の 1 桜井市役所 3 階 入札室」

(4) 参加資格確認申請書等の提出(落札候補者のみ)

令和 7 年 7 月 9 日(水) 午後 2 時まで

次の①～⑦に掲げる書類を上記日程までに提出すること。

① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式 F)

② 誓約書(様式 G)

③ 実施体制届(様式 H)

事業実施体制がわかるものを提出してください。(保守体制も含む)

④ 見積積算内訳書(様式 A-2)

⑤ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(有効期限内にある最新のもの)

⑥ 「4. 参加資格(10)」の「ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム」
または「プライバシーマーク」の認証にかかる書類(証書の写しなど)

⑦ 「4. 参加資格(11)」の実績にかかる書類(契約書写し・その他)

(5) 入札の辞退

令和 7 年 7 月 7 日(月) 午後 5 時まで(必着・郵送可)

本入札を、「3. 入札日程(1)①参加表明書(様式ア)」を提出後に辞退する場合は、
上記日程までに必ず入札辞退届(様式 D)を提出してください。

4. 参加資格

次に掲げる要件を満たす事業者が、この入札に参加することができます。

- (1) 本市の令和 7 年度桜井市入札参加資格者名簿に「電気通信工事」業種で登録していること。
- (2) 電気通信工事について、建設業法に基づく建設業の許可を有していること。
- (3) 電気通信工事について、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値(有効期限内にある最新のもの)が 1,100 点以上であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (6) 「3. 入札日程(1)①参加表明書(様式ア)」提出の日から入開札の日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置(以下「入札参加停止」という。)を受けていないこと。
- (7) 桜井市暴力団排除条例(平成 23 年桜井市条例第 21 号)第 2 条第 1 号もしくは第 2 号

- に該当する者、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 奈良県または大阪府に保守拠点を有すること。
- (9) 落札した業者にて導入後の保守を行うことができること。ただし、落札業者の関係する会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定)であれば再委託を認めるものとする。
- (10) 企業として個人情報保護法を遵守する認証「ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム」または「プライバシーマーク」の認証を取得していること。
- (11) 平成 26 年 4 月 1 日から公告の日までに、1 件 2 億円(税込)以上の、60MHz デジタル同報系(QPSK 方式) 防災行政無線システムを元請けとして完了した実績を有していること。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本もしくは人事面において関連がないこと。
「資本もしくは人事面で関連がある」とは、次の①～⑤のいずれかに該当することをいう。
- ① 親会社(会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう)と子会社(会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう)の関係にある場合。
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。
 - ⑤ 上記①～④と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 入札方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。代理人をもって入札する場合は、その委任状(様式 B)を入札時に提出してください。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税および地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (3) 入札者は、所定の入札書(様式 A-1)を作成し、封をした上、所定の場所および日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。予定価格を超える場合または最低制限価格に満たない場合は失格となります。ただし、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内の入札が無い場合は、直ちに再度入札(2 回実施、計 3 回)を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届(様式 E)を提出してください。

(6) 落札者となるべき同金額の入札者が 2 以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

(7) 再度(2 回目)入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書(様式 C-1、C-2)を提出してください。

6. 入札の無効

次に掲げる(1)～(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (4) 伝送をもって送付してきた入札
- (5) 入札書に記名押印を欠く入札
- (6) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (7) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

7. 競争入札参加資格の確認

入札結果にて落札候補者第 1 順位者と認められた者については、「3. 入札日程(4)」に示す書類の提出を受け、受注者として適格か否かを確認し、落札者としての決定を行います。

受注者として適格でない場合は、第 1 順位者の入札を無効とし次順位の落札候補者について、第 1 順位者と同様の確認を行います。

8. 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金
免除します。

- (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

9. 契約の締結および契約書作成の要否

- (1) 落札者と桜井市による委託契約の締結を要します。なお、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2) 今回の入札案件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第 2 条に規定する議会の議決を必要とする契約に該当するため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の記載した契約書により落札業者と仮契約を締結します。

10. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の法人にあっては非常勤を含む役員および支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店又は営業所を代表する者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、桜井市がその契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を桜井市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(9) 落札者が入札参加資格を満たさなくなったときや、入札参加停止を受けたとき

11. 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、事業者を変更することがあります。
また、契約を解除した場合は、事業者に損害賠償義務が生じます。

- (1) 見積書など提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) 事業者に重大な瑕疵があるとき。
- (3) 事業者が業務遂行の意思が認められないとき。
- (4) 事業者が業務遂行能力がないと認められるとき。
- (5) 契約締結後、契約者について 「10. 契約の不締結」 の(1)から(9)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。なお、「10. 契約の不締結」 の(1)および(3)から(5)、(9)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。
- (6) その他、契約を継続するに耐えない事情があるとき。

12. 契約の停止等

この契約に関し、仕様書・設計図書等のおとり行われたい又はその見込みがあると認められるときは、契約を停止し、又は解除する場合があります。

13. 支払い方法について

落札者は、支払い方法について桜井市と協議を行った上で請求を行ってください。

また、桜井市がその支払いの請求を受けたときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)で定められている期間内に支払うものとします。

14. 注意事項

- (1) 契約事業者(入札参加事業者、落札者並びに落札者が指定する保守事業者等)は、当該入札により知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (2) 履行に際しては、桜井市の担当者と十分打合せの上、その指示に従ってください。
- (3) 入札に当たって、再度入札となる場合がありますので、入札書は 3 枚用意してください。
- (4) 落札者は、詳細仕様、納品時期等について、この説明書および仕様書、設計図書等の記載内容のほか、事前に桜井市の担当者と協議してください。

(5) この業務の発注課は次のとおりです。

〒633-8585

桜井市大字栗殿 432-1

桜井市役所 市長公室 危機管理課

(6) 入札説明書および入札手続に関する質問(各種様式記載方法・日程確認等)については
電話でも受け付けます。

桜井市役所 危機管理課

電話 0744-42-9111(内線 1411)

担当：西村